

## ○児童生徒の対外運動競技等における安全対策について（通知）

〔昭和58年4月7日 鹿教保第24号  
各市町村教育委員会教育長、各県立学校長、各教育事務所（局）長あて 鹿児島県教育委員会教育長〕

体育・スポーツ活動における安全対策については、かねてから御配慮いただいているところですが、依然として学校管理下における事故、特に对外運動競技及び運動部活動において、しばしば事故が発生していることは誠に遺憾であります。

児童生徒の体育活動における事故防止については、「児童生徒の体育活動における事故防止について」（昭和54年4月26日付け、鹿教保第78号）及び「中学校・高等学校における運動部の事故防止について（昭和56年5月2日付け、鹿教保第104号）の通知をもって指導してきたところですが、児童生徒の对外運動競技及び運動部活動における安全対策について、さらに万全を期する必要があります。

については、さきに通知した体育活動・運動部活動における事故防止の留意事項を再度確認し、さらに下記の事項に留意の上、児童生徒を对外運動競技・練習会等に参加させる場合の安全対策に万全の措置を講ずるよう御配慮願います。

また、このことについては、県体育協会、各競技団体、県小・中高等学校体育連盟、スポーツ少年団鹿児島県本部、県高等学校野球連盟、日本少年野球連盟九州南九州支部ボーライズリーグに対し、別添写しのとおり依頼しました。

なお、市町村教育委員会教育長にあっては、管下学校に対しこの通知の周知徹底が図られるよう願います。

### 記

#### 児童生徒を競技会・練習会等に参加させる場合の留意事項

##### 1 共通事項

- (1) 児童生徒に健康管理・事故防止についての指導を徹底し、日常生活において自他の生命の尊重をする態度を育てる。
- (2) 健康管理の把握は、事故発生に直接かかわるものであり、事前の健康観察、健康診断を重視し、さらに活動中における個々の児童生徒について、異常の有無を把握できる体制を整えること。
- (3) 保護者の同意書、承諾書等を、必ず提出させること。
- (4) 中・高等学校1年生の部活動、競技会参加、練習会参加等については、心身の発育・発達段階、技能習得の程度等を十分配慮すること。

##### 2 競技会等

- (1) 大会要項等に規定された参加資格、参加条件を厳守し、特に参加資格については、個々の児童生徒に当たって万全を期すること。
- (2) 競技種目によっては、個人の出場回数を検討し、無理がないよう配慮すること。
- (3) 主催団体等との連携を密にし、引率者を明確にすること。

##### 3 練習会等

- (1) 児童生徒の心身の発達・発育段階、体力・技能の程度、練習経験及び心理状態等について的確に把握し、その実態に応じた指導に徹すること。
- (2) 指導組織を明確にし、常に指導者の指導管理のもとに練習させること。
- (3) 児童生徒の実態及び施設・用具等を考慮した適切な練習計画を作成すること。

# ○児童生徒が参加する各種競技会・練習会等における安全対策について (依頼)

昭和58年4月7日 鹿教保第25号  
(財)県体育協会会長、各競技団体の長、県小・中・高等学校体育連盟会長、  
スポーツ少年団鹿児島県本部長、県高等学校野球連盟会長、日本少年野球  
連盟九州南部支部ボーイズリーグの長あて 鹿児島県教育委員会教育長

本県児童生徒の体力・健康つくり及び競技力の向上等につきましては、かねてから積極的な御指導御協力を賜り感謝申し上げます。

さて、児童生徒のスポーツ活動における安全対策については、機会あるごとにお願いしてきたところであります、依然として事故が発生しておりますことは、誠に遺憾なことです。

県教育委員会では、別添写しのとおり「児童生徒の対外試合運動競技会等における安全対策」について各市町村教育委員会、県立学校、教育事務所(局)等に対し通知したところではありますが、特に児童生徒の健康管理、安全管理及び施設設備の点検並びに競技会等の運営についてなお一層十分な安全対策を講ずる必要があります。

については、児童生徒が参加する各種競技会・練習会等について、別添の通知を参考にされ、下記のことごとに御留意いただき児童生徒の安全に万全の対策を講じれるよう御協力をお願いします。

なお、貴団体の加盟団体、専門部、下部組織、単位団体等への御指導もよろしくお願ひします。

## 記

### 1 競技会等における安全管理

- (1) 児童生徒の個々の能力やチームを十分に考慮して競技会等への出場や出場回数等を決定すること。
- (2) 学校との連携を密にし、引率者を明確にすること。
- (3) 事前に健康診断書を提出させるなどして参加者の健康状態に留意すること。なお、保護者の同意書・承諾書等を、必ず提出させること。
- (4) 大会要項等に規定されている参加資格、参加条件、運営方法等について再検討すること。
- (5) 競技規則等を遵守するとともに、反則及び乱暴な行為等には、厳しく対処すること。
- (6) 競技中における競技者の心身の健康状態を常に察知するよう努めること。
- (7) 救護体制を整え、特に危険度の高い競技種目は、危険予測事項を明確にし、それに伴う回避措置を講じ、必要に応じ医師、看護婦等を配置すること。
- (8) 競技会の規模、日程等が児童生徒の心身の発達から見て、無理のないように計画すること。
- (9) 競技種目に適した時期を考慮すること。
- (10) 事故発生時の措置については、敏速、適切に対処すること。

### 2 練習会等における安全管理

- (1) 常に指導者の指導のもと、適切な年間の目標・練習計画に基づいて実施するとともに、生活全般にわたる指導管理を行うこと。
- (2) 体力、技能、健康状態、経験等を十分に考慮し、個に応じた指導をすること。
- (3) 短時間に効率的な練習を行い、過労に陥らないように配慮すること。
- (4) 競技に適した服装を整えさせること。
- (5) 児童生徒に対して、安全についての理解を深め、習慣化されるよう指導すること。

### 3 施設・設備・用具等の安全管理

- (1) 使用前後の安全点検の結果により、使用禁止、修理、配置換えなどの措置をとること。
- (2) 使用中の状態を見て、異常の有無に注意すること。
- (3) 移動式の器具については、移動の際の取り扱い、固定のしかた、配置、方向等について留意すること。
- (4) 屋内施設の照明、換気等について配慮すること。
- (5) 日常、臨時の安全点検を行い、潜在する危険因子の早期発見に努めること。

### 4 その他

- (1) 「体育施設・設備等の安全点検のチェックポイント」を参照のこと。
- (2) 「運動部活動の安全指導の手引き」を参照のこと。